

養育医療給付制度申請のご案内

1 制度の概要

身体の発育が未熟なまま生まれてきた赤ちゃんが、指定された医療機関に入院した場合、その医療費の自己負担を町が保護者に代わって支払う制度です。

2 対象

三芳町在住で、出産直後に次のいずれかの症状が認められ、医師が入院養育を必要と認められた乳児(満1歳の誕生日の前日まで)が対象となります。

- ①出生時に体重が2,000g以下のもの
- ②生活力が特に薄弱で、医師が入院養育を必要と認めたもの

3 申請書類

下記の書類を必ず提出してください。

	必要書類	備考
1	養育医療給付申請書	保護者が記入してください
2	養育医療意見書	担当医師が記入してください
3	世帯調書	保護者が記入してください。 (世帯構成者全員を記入してください。)
4	同意書	
5	マイナンバー確認の同意書	保護者が記入してください
6	委任状	保護者が記入してください
7	健康保険証のコピー	お子様のものがが必要です。 健康保険証が出来次、健康保険証のコピーを提出してください。
8	印鑑	認印可。 スタンプタイプの簡易印鑑は不可。

9～10の書類は、場合により必要となります。

9	保護者(父・母)のそれぞれの所得関係書類	<p>〈次のいずれかを提出してください〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票 ・確定申告書の控え ・市町村民税課税証明書 <p>〈申請月によって対応する書類が異なります。〉</p>						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請月</th> <th>・源泉徴収票 ・確定申告書の控え</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年4月～6月</td> <td>令和元年分</td> </tr> <tr> <td>令和3年7月～令和4年3月</td> <td>令和2年分</td> </tr> </tbody> </table>	申請月	・源泉徴収票 ・確定申告書の控え	令和3年4月～6月	令和元年分	令和3年7月～令和4年3月	令和2年分
		申請月	・源泉徴収票 ・確定申告書の控え					
		令和3年4月～6月	令和元年分					
		令和3年7月～令和4年3月	令和2年分					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>申請月</th> <th>・市町村民課税証明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年4月～6月</td> <td>令和2年度</td> </tr> <tr> <td>令和3年7月～令和4年3月</td> <td>令和3年度</td> </tr> </tbody> </table>	申請月	・市町村民課税証明書	令和3年4月～6月	令和2年度	令和3年7月～令和4年3月	令和3年度
申請月	・市町村民課税証明書							
令和3年4月～6月	令和2年度							
令和3年7月～令和4年3月	令和3年度							

		<p>〈ただし、下表にある基準日に三芳町に住民登録がある方は、原則提出不要です。〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請月</th> <th>基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年4月～6月</td> <td>令和2年1月1日</td> </tr> <tr> <td>令和3年7月～令和4年3月</td> <td>令和3年1月1日</td> </tr> </tbody> </table>		申請月	基準日	令和3年4月～6月	令和2年1月1日	令和3年7月～令和4年3月	令和3年1月1日
申請月	基準日								
令和3年4月～6月	令和2年1月1日								
令和3年7月～令和4年3月	令和3年1月1日								
10	その他の書類	<p>〈該当者のみ提出してください。〉</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>・生活保護を受けている方</td> <td>生活保護受給証明書</td> </tr> <tr> <td>・収入のない方</td> <td>非課税証明書</td> </tr> </tbody> </table>		・生活保護を受けている方	生活保護受給証明書	・収入のない方	非課税証明書		
・生活保護を受けている方	生活保護受給証明書								
・収入のない方	非課税証明書								

4 申請後

- (1) 申請が承認せれると「養育医療券」が交付され、郵便または、地区担当の保健師がお届けいたします。
(申請が承認されなかった場合は、その旨を通知いたします。)
- (2) 交付された「養育医療券」を医療機関に提出してください。

5 その他

- (1) 指定医療機関や保険の変更、町内転居した場合は、届出が必要となります。
- (2) 養育医療受給中に町外への転居される場合には、転居先での再申請が必要となります。

【申請書等配布・提出先・問い合わせ】

〒354-8555

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

三芳町役場 健康増進課 母子保健担当

